

学術連合大会シンポジウム

1. テーマ

民間スポーツ組織の主体的ガバナンスを考えるー日独英の比較からー

2. 提案者

菊幸一（日本体育学会理事）

清水紀宏（日本スポーツ体育健康科学学術連合運営委員長）

釜崎太（日本体育・スポーツ哲学会、体育史学会）

3. 登壇者（氏名、所属、敬称略）

司会

関根正美（日本体育大学）

菊幸一（筑波大学）

シンポジスト

笠野英弘（山梨学院大学）

有賀郁敏（立命館大学）

金子史弥（立命館大学）

4. 企画概要

2018年12月に、スポーツ界で相次いだ不祥事防止のために「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の第1回会合がスポーツ庁で開催された。国と民間の統括団体が共同で競技団体のガバナンス（組織統治）整備に関わる初めての取り組みであるが、改めてこの動きをどのように考えたらよいのであろうか。従来、体育学やスポーツの人文・社会科学分野において論じられてきた「スポーツと政治」や「文化としてのスポーツ」の観点から考えると、今後「官」と「民」が組織的なスポーツのガバナンスをめぐる、どのような関係性や方向性を模索していくべきなのかは極めて重要な学術的課題であると言わざるを得ない。なぜなら、すでに国からの競技スポーツ強化費をめぐるは従来のJOC主体から国の独立行政法人であるJSCにその主体を移行させる政策にみられるように、明らかに「官」が「民」の運営やそのガバナンスに直接関与する傾向が強まっているからである。「スポーツは、世界共通の人類の文化である」（「スポーツ基本法」前文）であるためには、文化としてのスポーツが「自発的な運動の楽しみを基調とする」（「スポーツ宣言日本」）ことを忘れてはならない。そして、「スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる」（同）のである。

そのように考えると、歴史的にみてもスポーツの組織性やそのガバナンスは、あくまで自発的で主体的なスポーツ愛好者を中心として形成され、その自律性と自立性はスポーツ組織関係者の主体的で、献身的な努力と貢献によって築き上げられてきた。かつて国（文部省）による野球禁止令（1937-47年）によってその組織的ガバナンスの主体性を奪われた野球界が、日本高等学校野球連盟（高野連）のそれにみられるように戦後、独自のガバナンスコードを形成し、実践してきたのはその同じ轍を踏むことを「良し」としなかったためであろう。

もちろん、今日問われているのは、かつてのアマチュア組織における非政治性（アマチュアリズム）に基づくガバナンスの脆弱性であり、それを解決してくための新たなプロフェッショナル組織による主体的なガバナンス強化であろう。しかし、それは安易に「官」によってコントロールされることを意味するわけではない。そこには、あくまでスポーツを統括する組織的主体が、どのように自発的な（ボランタリーな）ガバナンスコードを形成し、これを実践していくのか

求められており、その実現のためには今こそ、学術的なアプローチによって「官」との関係性が考究される必要があると思われる。

したがって、本シンポジウムでは、ポスト東京2020を見据えた我が国におけるスポーツの組織的な統括性とその発展を支えるガバナンスをどのように主体的に形成していくべきなのかについて、以下のテーマから議論してみたい。

- 1) 日本のスポーツ組織における主体的ガバナンスの現状と課題ードイツの現状との比較を含めてー
- 2) ドイツのスポーツ組織における主体的ガバナンスの歴史的形成過程
- 3) 英国スポーツ組織におけるグッドガバナンスに向けたボランタリーコードの意義